

盛岡広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年6月4日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 455号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市玉山区藪川町村山国有林85林班地先から外山第一 国有林372林班地先まで	新	B 44.3~11.0 m	m 2,169.0
盛岡市玉山区藪川町村山国有林85林班地先から字末崎川 43番13地先まで	旧	A 44.5~9.4	3,712.0
盛岡市玉山区藪川町村山国有林85林班地先から外山第一 国有林372林班地先まで		B 44.3~11.0	2,169.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成22年6月4日から同年7月4日まで